

私は、請願第7号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願について、賛成の立場で討論をおこないます。

所得税法第56条の要旨は、「事業主と生計を一にする配偶者、その他の親族が、事業主からの対価の支払い、つまり給与を受ける場合には、その給与の額は原則として必要経費にはならない」というものです。つまり、個人事業主が家族へ給与を支払ったとしても、それは必要経費にならず、事業主の事業所得とされてしまいます。これが税法上の原則です。

この第56条が長年にわたり、家族従業者の社会的・経済的自立を妨げてきていることから、家族従業者の多くを占める妻たち、つまり業者婦人が廃止を求める声を上げ続け、現在では400を超える地方議会から国へ意見書が提出されています。

さて、先日の総務企画委員会での請願審査の時に、執行部から「白色申告も家族の給与を認めている」との説明がされていますが、その根拠は一体何でしょうか。また、総務企画委員会での請願不採択の理由が、専従者給与として認められているので請願趣旨の労働の価値が認められていないことにはあたらないということでしたが、これも根拠は何でしょうか。

青色申告ならば、一定の要件の下で実際に支払った家族従業者の働き分、つまり専従者給与が必要経費として認められています。白色申告では家族従業者の働き分は専従者給与としてではなく、妻なら86万円、その他の親族なら50万円が上限となる専従者控除の扱いです。この白色申告の控除額が給与だといえるのでしょうか。週に40時間、月4週で160時間として1年間働いても、配偶者の控除額86万円では時給にして500円以下、到底最低賃金に及ばない金額です。これで我慢しなさいということなんでしょうか。

それに、青色申告で給与が認められているといっても、それは所得税法第57条で例外規定で認められているだけであって、そもそも第56条の下では、青色申告であろうが白色申告であろうが、家族従業者の働き分は原則認められてはいません。だから、請願趣旨に「青色申告についても労働を認めていないことに変わりありません」と書かれているわけです。

所得税法第56条が制定されたのは70年近く前の話です。当時の時代背景はもとより、個人事業の実態も大きく変化しています。また、今では白色申告にも記帳が義務化されており、青色申告と格差をつける合理的な理由はありません。家族従業者として事業主を支えている多くは妻である女性です。かたや「女性の活躍」と言いながら、女性の地位向上とは相反する税法がそのまま残っていることは、女性の人権にも関わる問題です。男女問わず、誰もが一人の人間として尊重される社会の実現のためにも、この請願趣旨である所得税法第56条の廃止を求める意見書を提出することは大きな意義があると考えます。ぜひとも、その趣旨をご理解いただき、議員各位のご賛同をお願いし、賛成の討論といたします。